

立命館守山高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

立命館守山高等学校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、滋賀県、学校法人立命館、家庭その他の関係者との連携の下、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という）を策定する。

第1 いじめ防止等の組織

1 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。「いじめ対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたっての中核となる。いじめの内容に応じて各部署や外部機関との連携を図り、立命館守山高等学校として組織的に対応する。

2 「いじめ対策委員会」の構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとする。

校長、副校長、教頭、生徒部主任、教務・教科教育研究部主任、学年・コース主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。

3 「いじめ対策委員会」の開催

「いじめ対策委員会」は原則として毎週定例開催とする。なお、緊急に必要があるときはこの限りでない。

4 「いじめ対策委員会」の役割

「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。

- ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- イ いじめの相談・通報の窓口業務
- ウ 関係機関、専門機関との連携
- エ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- オ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- カ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- キ 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査
- ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであるとともに、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員は継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ア 一人ひとりに成就感・達成感を持たせる授業の工夫
- イ コミュニケーション能力を高める授業の充実
- ウ 授業規律の確立、教室環境の整備
- エ 授業評価アンケート等を活用した授業の改善

- (2) 自己有用感を育む取組の推進
 - ア 自尊感情を高める学級活動、学年・学校行事の推進
 - イ 対人関係能力を高める社会体験や異年齢交流活動の充実
- (3) 豊かな心を育む取組の推進
 - ア 繙続的・系統的な道徳・キャリア教育の推進
 - イ 部活動や平和研修等の体験活動の充実
 - ウ 「時間・挨拶・礼儀」指導を通じた規範意識の醸成
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
 - ア 人権や情報モラルに関する講演会等の開催
 - イ 「いじめ防止」啓発活動、リーフレット等の配布・配信
 - ウ いじめ防止等について、生徒の主体的な活動の推進
- (5) 保護者を対象とした取組の推進
 - ア 学年通信、ホームページによる広報活動の推進
 - イ 学年・学級懇談会における指導方針や情報の提供
- (6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
 - ア 校内研修会の実施
 - イ 行政等や関係機関との情報交換

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけ合いを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間、インターネットなどを媒介として行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくく形で行われることを認識する必要がある。
このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 情報の集約と共有
 - ア いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
 - イ 「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年・コース主任を通じて関係教職員で共有する。
 - ウ 緊急の場合は、教員会議等で情報を共有する。
- (2) 全生徒を対象とした調査の実施
 - ア 質問紙調査及び実施後の聴き取り
 - イ 個別面談を通じての聴き取り
- (3) 相談体制の整備と周知（気軽に相談できる環境づくり）
 - ア スクールカウンセラー・養護教諭・教育相談担当者などによる相談窓口の設置
 - イ 生徒・保護者が気軽に相談できる窓口の周知・徹底

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめを発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込みず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめ行為の制止
 - いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- (2) 「いじめ対策委員会」への報告
 - いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ

対策委員会」へ報告し情報を共有する。

(3) 事実の確認と説明責任の遂行

「いじめ対策委員会」と連携し、当該学年が中心になって関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無を確認する。

(4) 事実関係の究明

当事者だけでなく、その友人関係等から情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速に行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡・説明する。

(5) 関係機関への報告・連携

いじめを確認した場合は、直ちに滋賀県総務部と一貫教育部に報告する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察等との連携を図る。

(6) 被害生徒とその保護者への支援

いじめられた生徒の心理的圧迫感を十分に受け止めるとともに、解決に向けた丁寧な支援を行う。

(7) 加害生徒への指導

いじめた生徒へは心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう、一定の教育的配慮の下に、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるようにする指導を継続する。また、よりよい成長へ導けるよう学校の取組方針を保護者に伝え、協力を求める。

(8) 傍観生徒への指導

いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(9) 再発防止への取組

いじめが解消した後も、いじめられた生徒や保護者に対しては継続的な支援を行い、再発防止に万全を尽くす。

3 ネット上のいじめへの対応

ネットを通じて行われるいじめについては、把握が困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることを踏まえて対策を講じる。

(1) 情報モラル教育・啓発の取組

ア ネットいじめを防止するための情報モラル教育を推進する。

イ SNSへの書き込み等の危険性・犯罪性についての啓発活動を推進する。

(2) いじめ発生時の対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、関係機関に相談し、適切な対応を要請する。

第5 重大事態への対処

(1) 重大事案の報告

重大事態（法第28条1項の各号に掲げる場合をいう）が発生したときは、速やかに滋賀県知事に報告する。

(2) 調査主体及び組織について

重大事態の調査主体及び組織は、原則として本校に置く。ただし、常務理事（一貫教育担当）が、本校を主体とした調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと認めたとき、又は、校長が本校の教育活動に支障が生じるおそれがあると認めたときは、調査主体及び組織を一貫教育部に置く。

(3) 事実確認調査の実施及び報告

重大事態の調査は、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」及び「滋賀県いじめ防止基本方針（平成26年3月）」の定めに則り、公平性及び中立性を確保して行うものとし、その結果は、滋賀県知事に報告する。

(4) 説明責任の遂行

重大事態の調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

(5) 再発防止への取組

重大事態への調査結果を踏まえ、当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

(1) PTAとの連携

立命館守山高等学校 PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。

(2) 学外への情報発信

いじめ防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で発信する。

2 関係機関との連携の推進

学校医・警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図る。

3 学校評価における項目化

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止の取組を学校評価の対象項目に加える。

以上

2014年3月策定
2014年7月改訂
2016年4月改訂
2020年10月改訂
2021年1月改訂
2021年6月改訂

立命館守山高等学校